

平成30年7月豪雨に伴う外為法の輸出入許可証等  
の取扱いの特例措置について

平成30年7月12日  
経済産業省貿易経済協力局  
貿易管理部貿易管理課

平成30年7月豪雨の現況を勘案し、当分の間、被災地輸出入業者等による外国為替及び外国貿易法の輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令上の申請手続等については、下記の内容の特例的な措置を講ずることとします。

記

- (1) 災害により輸出許可・承認証、輸入割当・承認証又は事前確認書（以下「許可証等」という。）を紛失した者に対し、当該許可証等の写し、申請書類等の写しがない場合についても、再交付申請を受理します。
- (2) 災害により許可証等の有効期間内に有効期限の延長申請ができなかった者については、申請日まで有効期間があるものとみなし、有効期限の延長申請を受理します。
- (3) 上記(1)、(2)の申請及び許可証等の交付については、申請者が交通機関等に支障がある等の理由で申請が困難な場合については、FAX又はE-MAILによる申請の受付及び許可証等の交付を行います。
- (4) 各経済産業局の所管区域にかかわらず申請の受付を行います。

なお、特例措置についての個別の御相談につきましては、原許可証等を交付した担当課室にご連絡をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

(輸出貿易管理令別表第1関係)

安全保障貿易審査課 03-3501-2801

経済産業局・通商事務所 <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/link1.html>

(上記以外)

貿易審査課 03-3501-1659

野生動植物貿易審査室 03-3501-1723

農水産室 03-3501-0532

経済産業局・通商事務所

[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/08\\_others/03\\_toiawase/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/08_others/03_toiawase/index.html)